

令和 3 年 5 月 24 日現在

機関番号：34504

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2020

課題番号：17K04182

研究課題名(和文) 韓国における家事・介護労働者の労働実態と組織化に関する研究

研究課題名(英文) A Study on the Actual Working Conditions and Organization of Household Workers and Care-workers in Korea

研究代表者

横田 伸子 (YOKOTA, Nobuko)

関西学院大学・社会学部・教授

研究者番号：60274148

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：1990年代半ば以降のグローバル化の中で、労働の規制緩和政策が大々的に推進された結果、労働の非正規化が急速に進展した。それは、法や制度の保護から排除され、劣悪で不安定な雇用条件の下に置かれたプレカリアスな非正規労働者を増大させた。とくに、少子高齢化社会の韓国で、家事労働者や、介護労働者といった女性ケアワーカーにおいてそれは顕著である。本研究では、韓国の女性家事労働者と介護労働者に焦点を当て、その労働実態や生活実態を明らかにした。さらに、労働者権を否定された上、原子化され分散的に存在するが故に労働組合への組織化が困難な彼女達の新たな社会運動を追跡し、その特徴を浮き彫りにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

これまで、韓国の家事・介護労働者の労働・生活実態について分析した研究は稀少であった。本研究は、韓国の家事・介護労働者の待遇改善や組織化を実現しようとする労働NPOを拠点にインタビュー調査や設問調査、さらに参与観察を行い、これらを明らかにした点において学術的意義を持つ。

また、本研究では、社会的脆弱階層としてプレカリアスな性格が強く、とくに労働者権を否定されているが故に、集团的労使関係を形成できない彼女たちの新たな組織化の方法として「社会的協同組合」を見出している。これは、増大し続けるプレカリアスな労働者を組織化する新しい社会運動を考察する上で重要な学術的、社会的示唆に富むものである。

研究成果の概要(英文)：In globalization since the late 1990s, deregulation policy of the labor has been extensively developed, resulting in rapid progress in "non-standardization of labor" worldwide.

It has rapidly increased the number of precarious non-standard workers, who have been excluded from the protection of labor law and social security systems and under precarious working conditions and employment. In South Korea with declining birthrate and aging population, that is especially remarkable for female household and care workers. Focusing on Korean female household and care workers, this study clarified their actual conditions of labor and life. In addition to it, they have developed their new social movement in order to organize them by themselves although it has been difficult to make their own trade union as they have been atomized and scattered, and have not been recognized as workers by labor law. This study clarified the characteristics of their new social movement, too.

研究分野：ジェンダー研究

キーワード：韓国における家事・介護労働者 ケアワーカーの労働・生活実態 ケアワーカーの組織化 プレカリアスな労働者 労働者権の否定 新しい社会運動

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 1990年代以降、グローバル化が急速に進展し、それと軌を一にして経済のサービス化が全世界的に広がった。この中で、メガコンペティション(mega-competition)と呼ばれるグローバル競争に対応するために、新興工業国、先進国を問わず、人件費削減と労働市場の柔軟化を企図して労働の規制緩和政策が政府と企業によって積極的に展開されるようになった。この結果、若年層や女性を中心に、労働法や社会保障制度及び労働組合の保護から排除され、低賃金・不安定雇用下に置かれた、プレカリアス (precarious) な性格を持つ非正規雇用が、先進国でも例外なく急増した。とくに、経済のサービス化によって女性の労働市場への参入が進展し、これらの女性労働者の多くは、主にサービス産業で新たに創出されたプレカリアスな非正規雇用で就業することとなった。

(2) この一方で、先進国では少子高齢化が速いペースで進行し、女性の労働力率の高まりとあいまって、これまで女性が家庭において専ら担ってきた家事、育児、介護といったケア労働を社会全体で引き受ける、「ケアの社会化」が要請されるようになった。とくに韓国では、少子高齢化率が他の先進国に比して顕著に高いため、「ケアの社会化」が喫緊の課題として浮上したのである。こうした流れの中で、日本で 2000 年に介護保険制度が施行されると、日本に倣って韓国でも 2008 年に同制度が導入され、市場と公共が協働して介護を受け持つこととなった。しかしながら、いかにケアの社会化が進んでも、家庭における女性の不払い労働(=unpaid work)を起源とするケアサービス労働に従事するケアワーカーの多くは、プレカリアスな非正規労働者で労働市場の周辺部に位置したままである。また、これらのケアワーカーは、労働基準法に定められた「労働者性」あるいは「労働者権」も否定され、労働組合の組織化も困難な状況下に置かれている人々が多い。したがって、これらの韓国のケアワーカーの労働実態及び労働市場への統合のされ方、労働組合以外による組織化の仕方を明らかにすることは、韓国のケアの社会化の今後を展望し、周辺部女性労働者の正規化や組織化を進めるために不可欠な課題となっていた。

## 2. 研究の目的

(1) 本研究では、女性非正規労働者が圧倒的多数を占める韓国のケアサービス労働市場において、家事労働者と介護労働者（とくに訪問介護ヘルパー）に焦点を当て、ジェンダーの視点からその労働実態や労働者の組織化について明らかにすることを目的とした。これを通して、周辺部労働者である家事・介護労働者の労働市場における位置づけを試みる。

(2) 研究の目的(1)で得られた知見をもとに、韓国の家事・介護労働者の、生活上の具体的な必要性と可能性を共有する可視的な仲間である「労働社会」の特徴を導き出そうとした。労働社会という概念は、熊沢誠によって作り出されたものである。熊沢によれば、労働社会を基盤に意識的に組織化されたものが労働組合で、労働社会内部での労働者間の助け合いや庇い合いのルール・慣行を意識化したのが労働組合の政策ということになる(熊沢誠(2013)『労働組合運動とはなにか』岩波書店)。つまり、労働者の労働や生活の実態に根ざした労働社会の構成要素を抽出することによって、労働者組織化の必然的で適合的な形を浮かび上がらせようとしたのである。

(3) 地域や職場への定着性に恵まれない非正規労働者を組織するのに労働組合以外の枠組みの存在を明らかにしようとした。すなわち、女性非正規労働者として労働市場の周辺部に位置する家事労働者や介護労働者を組織化する方法として、協同組合による組織化の試みが有効かどうか、もしそれが有効であるなら、他の労働運動や社会運動との連携はどうなっているのかについて考察しようとしたのである。

(4) 日本におけるケアワーカーズユニオンとの比較研究を通して、韓国における家事・介護労働者の組織化の特徴を浮き彫りにしようとした。

(5) 2017年に発足した韓国の文在寅政権による労働改革の中で、女性非正規労働者の労働権や社会権がどのように変化し、確立されていったのか、また今後の課題はいかなるものなのかについて分析、検討しようとした。この際、日本の「働き方改革」との比較研究も行い、両者の違いや特徴を見出そうとした。

## 3. 研究の方法

(1) 韓国の家事・介護労働、介護保険制度に関する文献資料の収集と渉猟。その際、学術研究文献に限ることなく、新聞記事やルポ、労働者の手記にいたるまで、家事・介護労働者の労働や生活の実態を具体的に浮かび上がらせ、その生きた姿をイメージできるような資料の収集・渉猟を行った。

(2) 政府統計を中心に、韓国の 1980 年代以降から現在までのマクロ労働統計及び社会生活統計の原資料(raw data)を時系列的に広く収集し、ジェンダーの視点から雇用構造及び就業構造の変化の統計分析を行った。これを通して、韓国の労働の非正規化の諸様相を統計的に明らかにしようとした。

(3) 韓国の家事・介護労働者が就業する社会的企業や協同組合、彼女たちを組織する女性労働組合、労働 NPO において、労働者や協同組合員、労働組合専従者、NPO 活動家等から聞き取り調査、参与観察によるフィールド調査を行った。

(4) 韓国の家事・介護労働者が就業する社会的企業や協同組合、彼女たちを組織する女性労働組合、労働 NPO において、労働者や協同組合員、労働組合専従者、NPO 活動家等対して設問調査を行った。その内容は、主に労働者の労働実態、生活実態、雇用条件、技能形成、組織化の仕方などについてである。

(5) 日本と韓国の労働政策の立案者、労働問題研究者、労働法関連の実務家、労働組合の活動家を中心に、日本の「働き方改革」と韓国の文在寅政権の労働改革について、以下の項目で聞き取り調査を行った。すなわち、① 立案、制定、施行過程。② 労働改革の具体的内容と成果及び課題。③ 非正規労働者、とくに女性非正規労働者の労働・雇用条件や社会権、労働権にどのような影響を与えたか。

#### 4. 研究成果

##### (1) ジェンダーの視点から見た韓国における有期雇用の実態と変化

1998 年の経済危機を契機に、韓国では、整理解雇制と労働者派遣法の導入という労働の規制緩和政策が取られた結果、労働の非正規化が急速に進展した。これによって、労働法や社会保障制度、労働組合の保護から排除された非正規雇用が量産された。これに対し、親労働者的と言われる盧武鉉政権によって、非正規労働者を法的に保護し、非正規雇用の濫用を規制しようとする非正規職保護法が 2007 年 7 月に施行された。しかし、その後の李明博・朴槿恵両政権期にはパートタイム雇用拡散政策が取られ、その結果、女性を中心に、労働法や社会保障制度、労働組合から排除された、低賃金、不安定雇用を特徴とするプレカリアスな超短時間パートタイム労働者が大量に創出された。こうして、低賃金・長時間労働・不安定雇用を特徴とする、これまでの非正規雇用類型に対して、長時間労働をさらに劣悪な処遇の超短時間パートタイム雇用で細切れにしてつなぐという新たなプレカリアスな雇用類型が生み出され、増大していることが見出された。

##### (2) ジェンダーの視点から見た韓国における女性周辺労働者の労働の実態と組織化

韓国では、1998 年の経済危機で非正規労働者が急激に増大した。とくに、女性労働者が真っ先に整理解雇の対象となり、正規労働者が非正規労働者に急速に置き換えられていったため、女性非正規労働者が一段と増大した。そこで、本研究では、全国女性労働組合（以後、全国女性労組とする）と全国家庭管理士協会（以後、全家協）による、韓国における女性周辺労働者のユニークな組織化の方法について考察した。

韓国の女性非正規労働者の多くは、定着に恵まれず、個別化し、孤立・分散して存在し、労働市場の最周辺部に位置している。このような女性周辺労働者にとって、組織化の軸となる労働社会を形成することは至難の業である。ところが、全国女性労組と全家協は、それぞれ独自の方法で女性周辺労働者を組織化してきた。

全国女性労組は、企業の枠組みを超えて、働く女性なら誰でも一人でも加盟できる全国単一組織の全国女性労組に組織化した。他方、労働者性も認められず、使用者が誰なのか判然としないため労使関係も形成できない、よりインフォーマルな性格が強いケアワーカーを典型とする女性周辺労働者が多数存在する。全家協は、彼女たちを労働者自らが主人となって働く、非営利目的の社会的協同組合という方法で組織化しようとした。これらの労働者の組織化は二者択一ではなく、相互補完的な連携関係として捉えられる。

##### (3) 全国家庭管理士協会（全家協）による非公式部門ケアワーカー組織化の試み

典型的な非公式部門ケアワーカーの家事労働者、病院付添いの労働実態に共通した顕著な特徴として、低賃金、不安定就業だけでなく、流動性、孤立性、分散性、ケアに対する社会的評価の低さが指摘できる。だが、もっとも注目すべきは、家事労働者を始めとする民間部門の非公式部門ケアワーカーが労働者性や労働者権を認められないとともに、彼女たちを雇っている家庭や患者家族が使用者ではなく、ケアサービスの消費者であるという点である。このように使用者がおらず労使交渉する相手がいないということは、職場を基点に労使関係を形成することができないことを意味する。

全家協は、孤立して、分散的に存在している家事労働者を全国組織に束ね、家事労働を公に職業として認めさせ、家事労働者に対する社会的保護装置を創り出す運動を展開した。この際、問題となるのは、使用者を誰とするかであった。結局、斡旋業体を使用者とすることになるが、営利を追求する民間の斡旋業体では業者による家事労働者の中間搾取は避けられないため、全家

協が斡旋業体として使用者による搾取のない協同組合形式で結成されたのである。

加えて、全家協は、家事労働者の専門教育とそれを深化させる職業教育を通して家事労働の専門性を確立し、専門性と熟練に裏打ちされた家事労働を通して家事労働者に良質な職と就業を創り出そうとした。これによって、営利的斡旋業体に家事労働者が搾取される家事労働市場の構造を変化させようとしたのである。このような職業教育を行うための前提条件として、2013年に全家協は、史上初めて、家事労働の職務分析を行い、家事労働を7大領域70の細部業務に分け、家事労働の範囲と所要労働時間を算出し、家事労働規準表を作成した。この家事労働規準表完成をもって初めて、職業教育と訓練が可能になったのである。

(4) 日韓『働き方改革』フォーラムの開催と『「働き方改革」の達成と限界—日本と韓国の軌跡をみつめて』の刊行

2019年12月14日に「日韓『働き方改革』フォーラム」を龍谷大学で開催した。このフォーラムには、日本と韓国の労働現場の活動家や実務家、研究者をはじめとして150人以上が参加した。『「働き方改革」の達成と限界—日本と韓国の軌跡をみつめて』は、この日韓「働き方改革」フォーラムの記録に新しい知見を加えて発刊したものである。

韓国では、2016年から2017年にかけて、朴槿恵大統領の職権乱用・機密文書漏洩・収賄疑惑に抗議して、「ろうそく革命」と呼ばれる大統領の退陣を求める国民的な大規模デモが起こり、同大統領は2017年3月に失職した。これと同時に、労働組合や市民運動が主体的に労働者の基本権を守る運動やあらゆる就労者に対して労働者権を保障しようとする運動を展開し、保守政権の新自由主義的政策に抗して福祉国家構築を目指す動きが活発化させた。こうした流れの中で、2017年5月、文在寅政権が「労働尊重」を中心公約に掲げて発足し、最低賃金大幅引き上げ、非正規職の「正規職転換」、長時間労働の是正など、画期的な労働改革を進めたのである。これとは対照的に、日本では、安倍政権が推進した「働き方改革」は、現場で働く労働者にとっては、長時間労働の追認・悪化や雇用の不安定化を内容とするもので、労働者保護より企業中心的なものであるとの批判や評価がなされた。フォーラムと『「働き方改革」の達成と限界』では、こうした日韓両国の労働改革の対照的な諸側面について議論され、学術書として出版された。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 横田伸子	4. 巻 131号
2. 論文標題 ジェンダーの視点から見た韓国における女性周辺労働者の労働の実態と組織化	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 関西学院大学 社会学部紀要	6. 最初と最後の頁 65-79
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 横田伸子	4. 巻 128
2. 論文標題 ジェンダーの視点から見た韓国における有期雇用の実態と変化 非正規職保護法施行(2007年)後の超短時間パートの増大を中心に	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 関西学院大学 社会学部紀要	6. 最初と最後の頁 99-114
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 横田伸子	4. 巻 101
2. 論文標題 韓国における女性非正規労働者の労働の実態と組織化の新たな試み-ケアワーカーの事例を中心に	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 職場の人権	6. 最初と最後の頁 1-24
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 横田伸子	4. 巻 706
2. 論文標題 書評論文 有田伸著『就業機会と報酬格差の社会学 非正規雇用・社会階層の日韓比較』	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 大原社会問題研究所雑誌	6. 最初と最後の頁 105-109
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 横田伸子
2. 発表標題 ジェンダーの視点から見た韓国における有期雇用の実態と変化 非正規職保護法施行(2007年)以降を中心に
3. 学会等名 社会政策学会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 横田伸子、西谷敏、熊沢誠、上西充子、イピョンフン、キムジョンジン、上林陽治、チョンフンジュン、ナジヒョン、チョンソング、和田肇、ハンインサン、脇田滋	4. 発行年 2021年
2. 出版社 関西学院大学出版会	5. 総ページ数 252
3. 書名 「働き方改革」の達成と限界 日本と韓国の軌跡を見つめて	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計1件

国際研究集会 日韓「働き方改革」フォーラム	開催年 2019年～2019年
--------------------------	--------------------

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------